

在宅重症心身障害児者訪問指導事業実施要綱

(総則)

第1条 在宅の重症心身障害児者及びその家族の生活を支えるため、家庭を訪問して行う療育に関する指導及び助言（以下「訪問指導」という。）の実施については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 訪問指導の対象者は、市内に居住する在宅の重症心身障害児者及び当該重症心身障害児者を養育する者（以下「重心障害児者等」という。）とする。

(訪問指導の内容)

第3条 訪問指導は、専門知識を有する医師（以下単に「医師」という。）が重心障害児者等の家庭を訪問し、日常生活上必要な指導及び助言を行うものとする。

(在宅重症心身障害児者訪問指導事業利用申請書)

第4条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、在宅重症心身障害児者訪問指導事業利用申請書（第1号様式）による。

(在宅重症心身障害児者訪問指導事業利用決定通知書)

第5条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、在宅重症心身障害児者訪問指導事業利用決定通知書（第2号様式）による。

(報告)

第6条 医師は、訪問指導を実施した日から14日以内に在宅重症心身障害児者訪問指導事業実施報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

在宅重症心身障害児者訪問指導事業利用申請書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住 所 申請者 氏 名 電 話		
対象者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
希 望 日 時		
訪 問 場 所		
(事務処理欄)		

第 2 号様式（第 5 条関係）

在宅重症心身障害児者訪問指導事業利用決定通知書

年 月 日		
様		
横須賀市長		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>		
対象者	住 所	
	氏 名	
養 育 者 氏 名		
訪 問 日 時		
訪 問 場 所		
（備考）		

第 3 号様式（第 6 条関係）

在宅重症心身障害児者訪問指導事業実施報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
所在地 医療機関名 氏 名	
対象者氏名	
訪問日時	
訪問場所	
指導内容	
(事務処理欄)	